

議案第30号	三田市食育推進会議条例の制定について
健康増進課	市の食育に係る施策に関し、関係団体等と連携して総合的かつ効果的な推進を図るため、食育基本法第33条第1項の規定に基づき、三田市食育推進会議を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【制定趣旨】 本市の食育に係る施策に関し、関係団体等と連携して総合的かつ効果的な推進を図るため、三田市食育推進会議を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの</p>	
<p>【根拠法令】 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項</p>	
<p>【制定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> （設置）設置の趣旨【第1条】 （所掌事務）推進会議の役割【第2条】 （組織）推進会議の構成【第3条】 （任期）委員の任期【第4条】 （臨時委員）臨時委員の設置【第6条】 （部会）部会の設置【第8条】 	
<p>【施行期日】 平成24年4月1日</p>	
<p>【その他】</p>	